

インボイス制度対策セミナー

複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として、令和5年10月1日から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が始まります。

この制度が始まることにより、適格請求書（インボイス）と呼ばれる請求書に必要事項を記載する等の対応が必要となり、すでに昨年10月から税務署での登録申請書受付が開始されています。

自社がインボイスを発行できないと、販売先は仕入れ税額控除ができず、消費税の負担が増えるため取引を見直す可能性があります。また、仕入れ先がインボイスを発行していないと、その分の仕入れ控除が出来ず自社の消費税が増える可能性があります。こうした事態を避けるためにもインボイス制度の理解が大切です。

制度が始まっても困らないために今から対策を進めましょう。

日 時 令和4年8月30日（火）
13:30～15:00

会 場 須賀川商工会館 会議室

受 講 料 無料

定 員 20名

講 師 税理士 芝 崎 大 介 氏
芝崎香次税理士事務所

申込方法 下記の申込書に必要事項をご記入のうえ、FAXか電話にてお申込みください。

申込締切 8月25日（木）（定員になり次第締め切らせていただきます。）

主 催 須賀川商工会議所 中小企業相談所

（FAX0248-76-2127 TEL0248-76-2124）

※新型コロナウイルス感染症の感染防止策として、マスクの着用をお願い致します。

また、発熱のある方はご遠慮ください。

受講申込書 キリトリ不要

須賀川商工会議所 行 FAX0248-76-2127

令和4年 月 日

事業所名	住所
受講者名	TEL
消費税申告（どちらか○を付してください） 課税事業者 ・ 免税事業者	FAX

個人情報のお取り扱いについて：お申し込みの際にご提示頂いたお客様の情報は、当セミナーの申込受付の管理、運営上の管理以外には使用いたしません。